

アジア型マイマイガ(AGM) に関する規制措置について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課

2022年3月
農林水産省

アジア型マイマイガ(AGM)に関する 規制措置について

I AGMについて

1. アジア型マイマイガ(AGM)とは

II 経緯

2. AGMに関する規制措置をめぐる
状況

III 不在証明

3. AGM不在証明制度
4. AGM規制国に公認された検査機関

IV 米国及びカナダの対応

5. 米国及びカナダのAGM規制措置
6. 米国及びカナダの規則

V チリの対応

7. チリのAGM規制措置

VI ニュージーランドの対応

8. ニュージーランドのAGM規制措置

VII アルゼンチンの対応

9. アルゼンチンのAGM規制措置

VIII 豪州の対応

10. 豪州の試験的AGM船舶検査

資料

11. AGM規制国の韓国、中国、ロシアに
対するAGM規制

○マイマイガの侵入を警戒中！！

○マイマイガ卵塊の再付着に注意！！

1. アジア型マイマイガ (AGM) とは

- アジア型マイマイガ (Asian Gypsy Moth、以下「AGM」という。)は、日本、ロシア、中国、韓国などに広範囲に分布する森林害虫。米国、カナダ、チリ、ニュージーランド、豪州及びアルゼンチンはAGMが未発生。
- 米国、カナダ、チリ、ニュージーランド、豪州及びアルゼンチンは、船舶に付着したAGMの卵塊が自国の港でふ化し、AGMが自国内に侵入することを警戒。

AGMの寄主植物及び生態

- ・寄主植物: サクラやリンゴなどのバラ科、カシ類やクヌギなどのブナ科、ヤナギ類、カンバ類、ポプラ、カラマツなど100種以上。
- ・生態: 成虫は、6～9月(地域によって異なる)の活動時期に、夜間に光に集まる性質があり、照明近くの建造物などに200～600粒からなる卵塊を産卵。
幼虫は、卵からふ化した後に糸を吐いてぶら下がり、風に揺られながら分散。植物の葉を食害。時に大発生することがある。



AGMメス成虫



AGM卵塊



AGM幼虫(終齢)

2. AGMに関する規制措置をめぐる状況

- 米国、カナダ、チリ、ニュージーランド及びアルゼンチン（以下「AGM規制国」という。）は、AGM規制対象地域の港へAGM飛翔期間に寄港した船舶に対し、AGM規制国に公認された検査機関が発給するAGM不在証明書
の提示を要求。
- 豪州は試験的な位置づけでAGMに係る船舶検査を実施。

米国及びカナダの対応

AGMの侵入（1990年代）

AGMの侵入が確認された都度、大規模な根絶活動を実施し、AGM定着を防いできた。



AGM不在証明制度の開始（2007年）

日本の一部の港へAGM飛翔期間に寄港した船舶にAGM不在証明書の提示を要求。（ロシアに対しては1992年から要求）



規制の見直し（2010年）

※2010～2011年は準備期間

AGM飛翔期間の日本の港に寄港した全ての船舶に対して、**AGM不在証明書の提示を要求**。（韓国及び中国に対しても要求）

ニュージーランド・チリ・アルゼンチンの対応

AGM規制の開始（ニュージーランド：2007年、チリ：2014年、アルゼンチン：2021年）

AGM飛翔期間の日本の港に寄港した全ての船舶に対して、**AGM不在証明書の提示を要求**。（韓国、中国及びロシアに対しても要求）

オーストラリアの対応

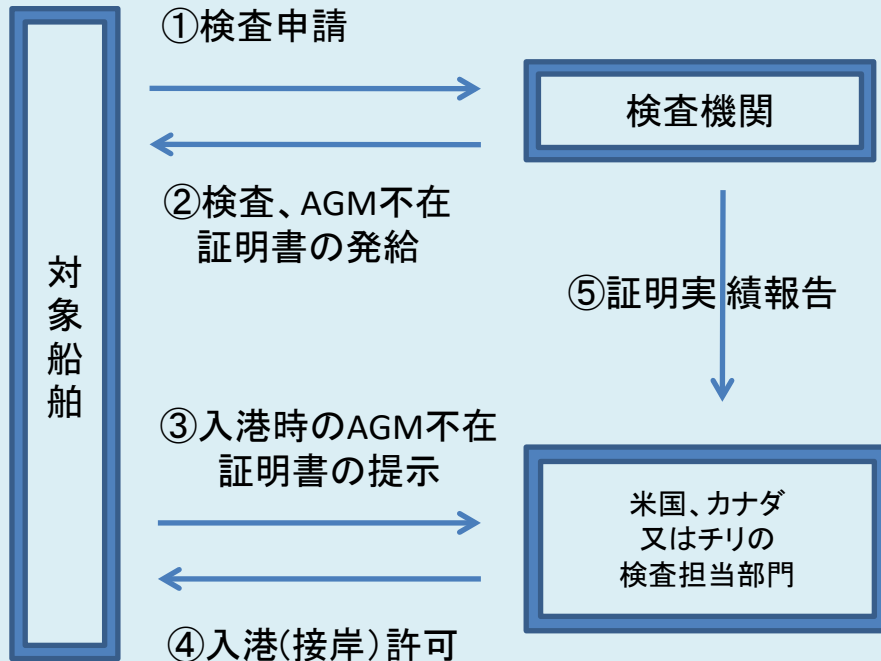
AGM規制の開始（2011年）

AGM飛翔期間の日本の港に寄港した船舶に対して、試験的な船舶検査を実施。（韓国、中国及びロシアに対しても要求）

3. AGM不在証明制度

- AGM不在証明書は、AGM規制国に公認された検査機関が船舶検査を実施し発給。
- AGM規制国は、AGM飛翔期間中に船舶が最後に寄港したAGM発生地域の港又はAGM規制国に入港する前までに寄港したいずれかの港において、AGM不在証明書を取得することを要求。

○AGM不在証明システム



※有効なAGM不在証明書が提示されない場合は入港拒否、綿密な検査(沖合検査)等を実施

○複数の港に寄港する場合のAGM不在証明書の取得

下表のように、(A)港から(F)港を経てAGM規制国へ入港する場合、AGM飛翔期間中の地域での最終港(C)、もしくはその後の寄港地(D)、(E)、(F)港のいずれかの港にてAGM不在証明書を取得。

	AGM飛翔期間外	AGM飛翔期間	AGM飛翔期間外
寄港暦(港)	→(A)→	(B)→(C)→	(D)→(E)→(F) → AGM規制国へ

4. AGM規制国に公認された日本の検査機関

(2022年3月現在)

- ・一般社団法人 全日検
(ALL NIPPON CHECKERS CORPORATION)
- ・北海道防疫燻蒸株式会社
(HOKKAIDO BOUEKIKUNJYO CO., LTD.)
- ・一般社団法人 日本貨物検数協会
(THE JAPAN CARGO TALLY CORPORATION)
- ・株式会社 日本輸出自動車検査センター
(JAPAN EXPORT VEHICLE INSPECTION CENTER CO., LTD.)
- ・一般財団法人 日本穀物検定協会
(JAPAN GRAIN INSPECTION ASSOCIATION)
- ・関東燻蒸株式会社
(KANTO FUMIGATION Co., Ltd.)
- ・一般社団法人 京葉地区植物検疫協会
(KEIYOCHIKU PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・一般社団法人 神戸植物検疫協会
(KOBE PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・共立サニタリー株式会社
(KYORITSU SANITARY Co., Ltd)
- ・一般社団法人 室苦植物検疫協会
(MURORAN & TOMAKOMAI PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・株式会社 ニックン
(NIKKUN CO., LTD.)
- ・一般社団法人 日本海事検定協会
(NIPPON KAIJI KENTEI KYOKAI)
- ・一般社団法人 岡山県植物検疫協会
(OKAYAMA-KEN PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・一般社団法人 大阪植物検疫協会
(OSAKA PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・大阪木材検疫協会
(OSAKA TIMBER QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・一般財団法人 新日本検定協会
(SHIN NIHON KENTEI KYOKAI)
- ・テクノ化成株式会社
(TECHNO KASEI CO., LTD.)
- ・東海地区植物検疫協会
(TOKAI PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・東京植物検疫協会
(TOKYO PLANT QUARANTINE ASSOCIATION)
- ・横浜植物防疫協会
(YOKOHAMA PLANT PROTECTION ASSOCIATION)
- ・株式会社ナビレックス
(NAVREX & CORPORATION)
- ・インターテック テスティング サービス(オーストラリア)
ピーティーワイリミテッド 日本支店
(INTERTEK TESTING SERVICES (AUSTRALIA) PTY LIMITED JAPAN BRANCH)
- ・北陸ポートサービス株式会社
(HOKURIKU PORT SERVICE CO.,LTD.)

5. 米国及びカナダのAGM規制措置

・AGM不在証明書の要求

○ 以下の①及び②の両方に該当する船舶に対し、米国及びカナダに公認された検査機関が発給するAGM不在証明書の提示を要求。

① 米国及びカナダの港に、ハイリスク期間（AGMの卵がふ化可能な時期）中に入港

② ①の前（当該年又はその前年）に、指定したAGM規制対象地域の港へ、AGM飛翔期間（AGM雌成虫の産卵可能時期）中に寄港

・AGM船舶検査等

○ 米国はAGM不在証明書を提示しない船舶に対し、AGM船舶検査を実施。

○ カナダはAGM不在証明書を提示しない船舶に対し、次の場合を除き入港拒否の対象とし得る。

・沖合でAGM船舶検査を受け、かつカナダ検査官がAGM侵入リスクが低減したと認めた場合。

（また、カナダはAGM不在証明書を提示しないことが二度目となる船舶について入港拒否の対象とし得る。）

○ 米国・カナダ両国は上記以外でもAGMの付着がないことを確認するためAGM船舶検査を実施し得る。

○ 検査でAGMが発見された場合、沖合で除去を命じられることがある。

※措置の詳細については7頁の米国及びカナダのホームページを参照

・その他

○ 米国・カナダ入港時にAGMの付着がないことを満たすため、航海中の船舶の自主点検を要求。（資料「マイマイガ卵塊の再付着に注意！！」を参照）

○ 貨物（コンテナを含む）に対しては、輸出者等によるAGMの除去などの自主的な取り組みを要求（資料「マイマイガの侵入を警戒中！！」を参照）

米国及びカナダのハイリスク期間

地域	ハイリスク期間
アラスカ州	4月1日～8月31日
五大湖、オレゴン、ワシントン州	3月1日～9月30日
バージニア州ノーフォーク以北	3月1日～10月31日
バージニア州ノーフォークの南～フロリダ州ジャクソンビル	3月1日～11月30日
フロリダ州ジャクソンビルの南およびメキシコ湾沿岸、カリフォルニア州、アラバマ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、テキサス州	周年
ハワイ、プエルトリコ及びグアム	要求されない (AGMが定着しない 気候のため)

地域	ハイリスク期間
カナダ西海岸	3月1日～9月15日
カナダ東海岸	3月15日～9月15日

日本のAGM規制対象地域及びAGM飛翔期間(米国及びカナダ共通)

AGM規制対象地域：日本全域

AGM飛翔期間：下表

県	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	6月15日～10月15日
新潟県、富山県、石川県、福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月1日～9月30日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	5月15日～8月31日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	5月25日～6月30日
沖縄県	

6. 米国及びカナダの規則

米国

- 米国植物検疫当局は以下のホームページでAGMの規則に関する情報を提供

<https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/plant-pest-and-disease-programs/pests-and-diseases/gypsy-moth>

カナダ

- カナダ植物検疫当局は、AGMに係る規則「Plant protection policy for marine vessels arriving in Canada from areas regulated for Asian Gypsy Moth (*Lymantria dispar*, *Lymantria albescens*, *Lymantria postalba*, *Lymantria umbrosa*)」(D-95-03)を公表。

<http://www.inspection.gc.ca/english/plaveg/protect/dir/d-95-03e.shtml>

7. チリのAGM規制措置

・AGM不在証明書の要求等

- チリ入港日からさかのぼって24ヶ月の間にAGM飛翔期間中のAGM規制対象地域の港に寄港した船舶

・AGM船舶検査等

- AGM不在証明書を提示しない船舶に対し、沖合でAGM船舶検査を実施。
- 上記以外でもAGMの付着がないことを確認するためAGM船舶検査を実施し得る。
- 検査でAGMが発見された場合、沖合で除去を命じられることがある。

日本のAGM規制対象地域及びAGM飛翔期間(米国及びカナダと同一)

AGM規制対象地域: 日本全域

AGM飛翔期間: 下表

県	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	6月15日～10月15日
新潟県、富山県、石川県、福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月1日～9月30日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	5月15日～8月31日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	5月25日～6月30日
沖縄県	

- チリ植物検疫当局は以下のホームページでAGMの規則に関する情報を提供。(スペイン語)

<https://www.sag.gob.cl/ambitos-de-accion/lymantria-dispar-linnaeus-lepidoptera-erebidae-polilla-gitana>

8. ニュージーランドのAGM規制措置

・ AGM不在証明書の要求

- ニュージーランド到着からさかのぼって12ヶ月の間にAGM規制対象地域の港へAGM飛翔期間中に寄港した船舶。
- AGM不在証明書は、ニュージーランド第1次産業省(MPI)に認定された検査機関により発行され、船舶検査は船舶の出港と同じ日の明るい時間帯に実施されなければならない。

・ AGM船舶検査等

- 船舶が提示したAGM不在証明書をニュージーランドが有効であるとした場合は、一般検査が実施される。
- 船舶が提示したAGM不在証明書をニュージーランドが有効でないとした場合は、航海中の自主点検等についてリスク評価し、許容できるレベルであれば、一般検査が実施される。
- 許容できるレベルでない場合やAGM不在証明書を取得していない場合には、一般検査よりも綿密な検査や沖合での綿密な検査が実施される。

日本のAGM規制対象地域及びAGM飛翔期間

県	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	6月1日～8月10日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	
沖縄県	5月25日～6月30日

- ニュージーランド第1次産業省は以下のホームページでAGMの船舶検査に関する情報を提供。

<http://www.mpi.govt.nz/importing/border-clearance/vessels/arrival-process-steps/hitchhiker-pests/>

9. アルゼンチンのAGM規制措置

・AGM不在証明書の要求等

- アルゼンチン入港日からさかのぼって24ヶ月の間にAGM飛翔期間中のAGM規制対象地域の港に寄港した船舶

・AGM船舶検査等

- アルゼンチンは入港する船舶から、AGMに関する情報を事前に入手し、AGM船舶検査の必要があると判断した船舶に対して、船舶検査を実施。
- 検査でAGMが発見された場合、沖合で除去を命じられることがある。

日本のAGM規制対象地域及びAGM飛翔期間

AGM規制対象地域: 日本全域

AGM飛翔期間: 下表

県	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、 神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	6月1日～8月10日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、 宮崎県、熊本県、鹿児島県	
沖縄県	5月25日～6月30日

- アルゼンチンは以下のウェブサイトで、AGMの規則開始に関する官報を掲載。(スペイン語)

<https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/prime/ra/236020/20201014?busqueda=2>

10. 豪州の試験的AGM船舶検査

- 豪州は2011年頃から、豪州に入港する船舶に対して試験的なAGM船舶検査を実施。
- 豪州は入港する船舶から、AGMに関する情報を事前に入手し、AGM船舶検査の必要があると判断した船舶に対して、船舶検査を実施。
- AGM不在証明書の提示は求めている。
(ただし、極東ロシアに寄港した船舶に対しては要求)
- 試験的AGM船舶検査の内容については、前年の結果等から変更がなされうる。

日本のAGM規制対象地域及びAGM飛翔期間 (試験的AGM船舶検査の内容)

日本のAGM規制地域: 31度以北

AGM飛翔期間: 下表

豪州が試験的AGM船舶検査を実施する期間: 1月1日～5月31日

県	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、 神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	6月1日～8月10日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、 宮崎県、熊本県、鹿児島県	

- 豪州植物検疫当局は以下のホームページで試験的AGM船舶検査に関する情報を提供。

<http://www.agriculture.gov.au/import/industry-advice/>

11. AGM規制国の韓国、中国、ロシアに対するAGM規制

各国の証明書及び発給機関

韓国	中国	ロシア
証明書: AGM不在証明書 発給機関: International Plant Quarantine Accreditation Board	証明書: AGM不在証明書 発給機関: 中国検験認証集団有限公司 (China Certification and Inspection Co. Ltd.)	証明書: 植物検疫証明書 発給機関: ロシア植物防疫機関

AGM規制国が定めるAGM規制対象地域、AGM飛翔期間

米
国
カ
ナ
ダ
チ
リ
N
Z
亜

	韓国	中国	ロシア
米	AGM規制対象地域: 韓国全域 AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 中国北部 (北緯31度15分以北) AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 港指定※2 AGM飛翔期間: 6月15日～10月15日
カナダ		AGM規制対象地域: 中国北部 (北緯31度15分以北) AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 港指定※2 AGM飛翔期間: 6月15日～10月15日
チリ		AGM規制対象地域: 中国北部 (北緯31度15分以北) AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 北緯60度以南の東ロシア AGM飛翔期間: 6月15日～10月15日
NZ		AGM規制対象地域: 中国北部 (北緯31度15分以北) AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 北緯60度以南の東ロシア AGM飛翔期間: 7月1日～9月30日
亜	AGM規制対象地域: 港指定※1 AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 中国全域 AGM飛翔期間: 6月1日～9月30日	AGM規制対象地域: 港指定※3 AGM飛翔期間: 7月15日～9月25日

※1 Busan, Jinhae, Masan, Tongyeong, Jangseongpo, Okpo, Gohyeon, Incheon, Pyeongtaek-Dangjin, Daesan, Taean, Donghae-Mukho, Okgye, Hosan, Ulsan, Pohang, Gwangyang, Hadong, Samcheonpo, Yeosu, Gunsan, Mokpo, Boryeong

※2 Nakhodka, Vladivostok, Vostochnyy, Kozmino, Olga, Plastun, Posyet, Slavyanka, Vanino, Zarubino, Nikolayevsk

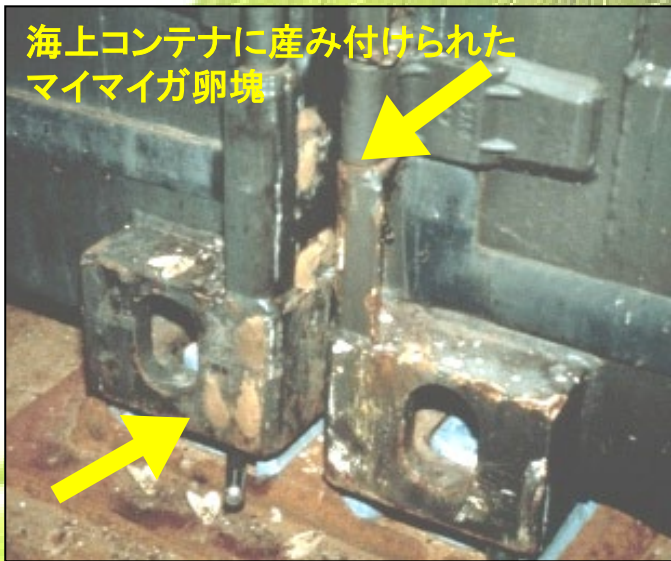
※3 Petropavlosk-Kamchatskiy, Vanino, Nevelsk, Kholmsk, Korsakov, Kozmino, Slavyanka, Posiet, Zarubino, Vostochny, Nakhodka, Vladivostok

マイマイガの侵入を
警戒中！！

米国、カナダ、チリ、ニュージーランド及びアルゼンチンは、多くの植物を食害する蛾の一種であるマイマイガ(森林害虫)が、海上コンテナや貨物などに付着して自国に侵入する恐れがあるとして警戒しています。

上記の国々の到着時の検査でマイマイガの卵塊が発見された場合、卵塊除去等が求められますので、発見次第、取り除きましょう(マイマイガは6月～9月に飛翔し、外灯、倉庫、コンテナの壁面等に卵塊を産み付けます)。

海上コンテナに産み付けられた
マイマイガ卵塊



3~4
cm

マイマイガ卵塊



マイマイガは夜間に光に引き寄せられるため、不在証明機関による検査を受検しても、検査後に船舶に飛来し卵塊を産み付けることがあります。

このため、米国・カナダ等のマイマイガ規制国はマイマイガ卵塊の付着がないか航海中に自主点検を実施するよう要求しています。（規制国の検査で卵塊が発見されると入港を拒否される場合があります。）

マイマイガ卵塊の
再付着に注意！！

マイマイガ規制国入港前に
船舶の自主点検を！！



本件に関するご質問等につきましては、以下の連絡先まで御連絡下さい。

農林水産省消費・安全局

植物防疫課 AGM担当

TEL (03)- 3502-5978

(内線4565)